

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788</a>

布令牙一四四号之密止

外務省電信案 (分類)

回覧番号 ( ) 機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 平 ※ 総第 62642 号  
 第 2624 号 ※ 昭和 44.12.17 18.06  
 大至急 至急・普通・LTF ※ 発電係

大 臣 牧野 事務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長  
 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長  
 主管局部課 (室) 名 米北  
 起案 昭和44年12月17日 起案者 佐藤

協賛先 情報文化局長 参事官 報道課長

在 米 下田 (大 使) 臨時代理大使 総領事 代理 米 知 大臣 発  
 電 報 在 大 使 臨時代理大使 総領事 代理

件名 沖縄に於ける日章旗掲揚 (米側発表)

1. 17日、在京米国大使館エリクソン参事官  
 加大河原参事官と来訪し、18日午後3時  
 米定例記者会見に先立ち、7分間の演説を以て屋長主席  
 に演説した。発表は午後8時30分以内  
 米内閣府布告第144号 (刑法第211条) 討論

17 72  
 23

※印欄内は電信課記入  
 小 牧 書 官 西 井 牧 書 官 山 野 特 選 局 長 協 議 下 村  
 (昭和四三・七二 改正)

B4-10) 屋長主席 (18日17時、17日、米内閣府) 米側の通報資料の旨  
 シムラニ  
 明年1月11日附刊 2

米内閣府の2.2.20.日、沖縄に於ける  
 国旗の掲揚に関する規定の発布の旨  
 (2.2.20.)  
 発表する旨通報した。米側発表の旨は  
 (米内閣府布告第144号 2.2.20.日) 米側  
 (発表文、米側発表要領各々の別表第1.2.3.)  
 (米内閣府の通り) 米側発表の旨は  
 本件は、ラニート高等弁務官の発表による  
 ものであることである。  
 [Redacted]  
 [Redacted]  
 [Redacted]  
 [Redacted]  
 2. 本件について、総領事館 総領事と協議の上、  
 政府として、積極的に講話等と発表すること  
 である。米側発表後、報道の得る所  
 コントを求めた場合、直ちに米側措置を  
 取ることと発表することである。  
 3. 以上、前電と並び、米北米一課長に由り 外務省  
 国際課 110

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 62712 号
極秘	※ 第 2625 号	※ 昭和 44.12.17 19.50
	(大至急) 至急・普通・LTP	※ 発電係 17/19

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和 44.12.17 起案者 佐藤
--	-------------------------------	---

協議先

在 米 下 日 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 えて 渡 元 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 えて  
総領事 代理

件名  
沖縄に於ける日章旗掲揚(米側発表)

95 往電米北一才 2624号別電1.

17 73

(※印欄内は電報票記入)

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

2625

極秘  
表まで  
部の内  
号

FLAG SECTION OF ORDINANCE 144 RESCINDED

Urasoe, Okinawa, December \_\_--The U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) today rescinded Section 2.2.20 of CA Ordinance 144 effective January 1, 1970.

The Section specifies those occasions when official display of national flags other than the American flag is permitted.



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 62711 号
拒收	※ 第 2626 号	※ 昭和 44 年 12 月 17 日 時 分 発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係

電信課長  
机

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和 44 年 12 月 19 日 起案者 佐藤 電話番号
---	-------------------------------	---

協議先

在 米 下田 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 於て 愛知 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使  
転 報 総領事 代理 於て

件名 沖縄に於ける日章旗掲揚(米側発表)

往電米北一才 2624号 印電 2

17 74

271

(昭和四二七一改正)



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 暗 略 平	※ 総第 62646 号
	※ 第 2629 号	※ 昭和 44 年 12 月 17 日 時 18 分 37 秒
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 山根

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 北一 起案 昭和 44 年 12 月 17 日 起案者 佐藤 電話番号
---	-------------------------------	--

協議先

在 米 下田 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 えて 愛和 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使 えて  
報 総領事 代理

件名  
沖繩 = 米 17 日 章 復 掲 揚 (米側 発表)

往電 米北 1 才 2624 号 前 電 3


150?  
17 75

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1



2627

Section 2.2.20 of CA Ordinance 144

No flag or colors of any nation other than that of the United States may be flown from or displayed on government buildings or premises, or displayed at any public gatherings or concessions of any official or political nature, except with the specific approval of the High Commissioner. The foregoing does not prohibit the display of the flag of any nation on private houses or at private gatherings, or the display of the Japanese flag on government buildings or premises during Ryukyuan holidays established by law and during the first three days of a New Year. Any person who violates the provisions of this section shall, upon conviction, be fined not more <sup>than</sup> one hundred dollars or imprisoned for not longer than six months, or both.

布令布告改廢

アメリカ局長

参事官  
北米一課



総沖才 3898 号  
昭和44年12月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

同奉政府沖繩事務局長

布令144号の一部廃止について

12月18日午後2時、米国民政府は、来年1月1日  
を以て布令144号(刑法並みに訴訟手続法典)の才

2部才2章才20項を廃止する旨発表(たて=3, 右発  
表文何し御参考までに1部別添送付す。

奉信年送付先: 外務省アメリカ局長

- 要契明
- 首長 参事官
- 南
- 渉外 調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力夕夕
- 局庶務



# NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION  
OF THE RYUKYU ISLANDS  
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE OKINAWA  
(APO SAN FRANCISCO 96249)  
TELE 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 69-329  
December 18, 1969

## FLAG SECTION OF ORDINANCE 144 RESCINDED

- URAOBE, Okinawa, Dec. 18 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) today rescinded Sec. 2.2.20 of CA Ordinance 144 effective as of Jan. 1, 1970.

The section specifies those occasions when official display of national flags other than the American flag is permitted.

(END)

- 布令144号の国旗規定を廃止

沖縄、浦添 12月18日——琉球列島米国民政府は、1970年1月1日付布令144号第2部第2章第20項を廃止すると、今日発表しました。第2部第2章第20項には、何時、いかなる場合に合衆国以外の国旗が公的に掲揚出来るかについて規定されている。

(完)

北米第一課長

布令第144号旗に関する節の廃止

沖縄、浦添。 12月

琉球列島米国民政府は、本日、米国民政府布令

第144号第2部第2章第20節を~~廃止~~し、1970年1月

1日より~~施行~~させたことにした。

この節は、アメリカ国旗以外の国旗~~を~~公的に

掲揚することを許可される場合を、詳細に規定して

いる。

石園内閣官房副長官記者会見資料(504)

(参考)

(本文は米側の想定回答であり、記者会見に  
あつて、本文より、~~正確~~に述べることは避け  
たい) (SP第22回 12月24日)

問 この節の廃止は、公海上で操業する~~琉球~~  
船舶に~~及~~力を及ぼすか。これらの船舶は、

日本国旗を掲揚できずか。

答 否。国際法上、船舶は登録地域の

旗を掲揚することを要求される。~~琉球~~人所有の

船舶は、~~琉球~~で登録されており、したがって規定の

~~琉球~~船舶旗を掲揚する。日本法は、日本で

登録された船舶は~~琉球~~日本国旗を掲揚することを

許可している。

問 何故、今、この廃止を発表するのか。

答 米国民政府布令第144号第2部第2章第20節は、

2

継続的に高等弁務官の立法を検討し、もしや  
 不必要<sup>となり、必要</sup>な琉球政府の法律によつて  
 代替される<sup>た</sup>法令の項を廃止する米国民政府の  
 長期的<sup>新</sup>政策に従つて<sup>は</sup>廃止された。  
 同、<sup>現地</sup>港務組合は、入港する船舶が日本国旗を  
 掲揚するを要求している。これについての米国民  
 政府の見解如何。入港時に、船舶は  
<sup>船上の</sup>儀礼上の位置に日本国旗を掲揚するの否。  
 答、<sup>沖繩</sup>~~琉球~~の港に寄港する<sup>船</sup>船による儀礼旗の掲揚  
 は、高等弁務官又は、米国民政府の布告で  
 規制すべき事柄ではない。儀礼旗の掲揚は、

3

海事法ではなく、国際海事慣習だけに  
 よつて決定される事柄なので米国民政府は、  
<sup>沖繩</sup>~~琉球~~の港に寄港する船舶によつて掲揚される  
 儀礼旗の種類には、公的には関知しない。





秘  
表  
まで

布令第144号旗に関する節の廃止

沖縄浦添。12月

琉球列島米国民政府は、本日、米国民政府布令第144号第2部第2章第20節を廃止し、1970年1月1日より右廃止の効力を発生させることにした。

この節は、アメリカ国旗以外の国旗を公的に掲揚することが許可される場合を詳細に規定している。

石岡内閣官房副長官記者会見用資料

秘  
表  
まで

(参考)

(本文は、米側が外部からの質問に対する応答要領として作成した想定問答であり、御参考までにお届けする次第であります。ついでに記者会見において、本文そのままを述べることは避けられたい。)

問 この節の廃止は、公海上で操業する沖縄船舶に効力を及ぼすか。これらの船舶は、日本国旗を掲揚できるか。

答 否。国際法上、船舶は登録地の旗を掲揚することを要求される。沖縄人所有の船舶は、沖縄で登録されており、従つて規定の沖縄船舶旗を掲揚する。日本法は、日本で登録された船にだけ日本国旗を掲揚することを許可している。

問 何故、今この廃止を発表するのか。

答 米国民政府布令第144号第2部第2章第20節の廃止は、高等弁務官の立法を継続的に再検討し、もはや不必要となり、または適当な琉球

政府の法律によつて代替された法令の項を廃止するといふ米國民政府の長年とつてきた政策に基づいて行なわれた。

問 現地港務組合は、入港する船舶が日本國旗を掲揚するよう要求している。これについての米國民政府の見解いかん。入港時に船舶は、船上の儀礼上の位置に日本國旗を掲揚するのか。

答 沖縄の港に寄港する船舶による儀礼旗の掲揚は、高等弁務官または米國民政府の布令、布告で規制できる事柄ではない。儀礼旗の掲揚は、海事法ではなく、國際海事慣習だけによつて決定される事柄なので、米國民政府は、沖縄の港に寄港する船舶によつて掲揚される儀礼旗の種類には公的には関知しない。

米国民政府布令第一四四号 (改正) 一九二四年三月三十一日

刑法並びに訴訟手続法典

二、二、一八 合衆国政府又は民政府に対して誹毀的又は煽動的印刷物又は文書を発行若しくは配布し又は発行若しくは配布せしめ又は發行若しくは配布する意図でこれを所持する者は、断罪の上、五万円以下の罰金若しくは五年以下の懲役又はその両刑に処する。

二、二、一九 正当な許可なく、掲示された民政府の権限により発行する告示、布告、布令又は指令を取去、破壊又は汚損する者は、断罪の上、一千元以下の罰金若しくは一箇月以下の懲役又はその両刑に処する。

二、二、二〇 合衆国以外の国旗又は軍旗は、政府庁舎又は構内でこれを掲揚し、使用し又は公的若しくは政治的性質を有する集会又は行列でこれを使用することはできない。ただし、高等弁務官の特別の許可を得た場合はこの限りでない。この規定は、個人の家庭若しくは個人的集會におけるいかなる國の国旗の使用又は法によつて定められた琉球の祝祭日及び新年の最初の三日間の政府庁舎若しくは構内における日本国旗の使用を禁止するものではない。この規定に違反した者は、断罪のうえ、二〇ドル以下の罰金若しくは六ヶ月以下の懲役又はその両刑に処する。(改正十七)

二、二、二一 逮捕に抵抗する者又は民政府の権限の下に逮捕された者若しくは逮捕されようとする者の逮捕を妨害し又は故意にその逃走を援助する者は、二万円以下の罰金若しくは二年以下の懲役又はその両刑に処することができる。

二、二、二二 民政府裁判所の命により正当に拘留されている者又は同裁判所により裁判が行われるまで未決拘留に付されている者が、拘留されている刑務所又は場所から逃走する場合には、断罪の上、二万円以下の罰金若しくは二年以下の懲役又はその両刑に処することができる。

二、二、二三 民政府裁判所の審理又はその他に処置を受けるため再出頭することを保証する約束又は宣誓の下に正当に釈放された者が該約束又は宣誓を破り故意に命ぜられた再出頭を回避する場合には、保証金を没収した上で六ヶ月以下の懲役に処することができる。

二、二、二四 過失により、合衆国又は合衆国軍隊要員の財産を破損する者は、断罪の上、一万円以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はその両刑に処することができる。

二、二、二五 過失により、合衆国軍隊要員に傷害を与える者は、断罪の上、一万円以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はその両刑に処することができる。

二、二、二六 過失により、合衆国軍隊要員を死に至らしめた者は、断罪の上、五万円以下の罰金若しくは五年以下の懲役又はその両刑に処することができる。

二、二、二七 本条の規定に違反する者は、断罪の上、二年以下の懲役若しくは二万円以下の罰金又はその両刑に処することができる。

二、二、二七、一 何人も許可なく琉球列島の地理的境界を出入してはならない。本条の出入許可とは琉球列島民政副長官の命により発行する許可書とする。本項の規定は単に琉球列島を通過する外國船に乘船している者には適用しない。

二、二、二七、二 何人も琉球列島民政副長官の命による又は民政府、法令に基く出入許可の条件に違反してはならない。

二、二、二七、三 何人も出入許可を獲得又は保持するために故意に虚偽の情報を提供してはならない。

二、二、二七、四 何人も琉球列島民政副長官の指定する出入管理官によるその出入許可の承認を受けずに琉球列島を出入してはならない。

FLAG SECTION OF ORDINANCE 144 RESCINDED

Urasoe, Okinawa, December \_\_--The U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) today rescinded Section 2.2.20 of CA Ordinance 144 effective January 1, 1970.

The Section specifies those occasions when official display of national flags other than the American flag is permitted.

12/17  
右京米太郎  
小杉政重  
西井祐吉  
己同部長官  
佐々木清

(2)

Section 2.2.20 of CA Ordinance 144

No flag or colors of any nation other than that of the United States may be flown from or displayed on government buildings or premises, or displayed at any public gatherings or concessions of any official or political nature, except with the specific approval of the High Commissioner. The foregoing does not prohibit the display of the flag of any nation on private houses or at private gatherings, or the display of the Japanese flag on government buildings or premises during Ryukyuan holidays established by law and during the first three days of a New Year. Any person who violates the provisions of this section shall, upon conviction, be fined not more than one hundred dollars or imprisoned for not longer than six months, or both.



**Question:** Does the rescission affect Ryukyuan ships operating on the high seas? Can they fly the Japanese flag?

**Answer:** No. Under international law, ships are required to fly the flag of their place of registry. Ryukyuan-owned ships are registered in the Ryukyus and therefore fly a prescribed Ryukyuan maritime flag set. Japanese law permits the Japanese flag to be flown only on ships registered in Japan.

**Question:** Why is this rescission being announced now?

**Answer:** Section 2.2.20 of CA Ordinance 144 has been rescinded in accordance with our long-standing policy of constantly reviewing HICOM legislation and rescinding those items of legislation which are no longer necessary or which have been replaced by adequate GRI law.

**Question:** Local port unions are demanding that ships entering port fly the Japanese flag. What is USCAR's view on this? Do ships fly the Japanese flag at the courtesy position when entering port?

**Answer:** Flying of courtesy flags by ships visiting Ryukyuan ports is not a matter which is controlled by any HICOM or CA Ordinance or Proclamation. Since flying of courtesy flags is a matter governed only by international maritime custom, and not by maritime law, USCAR takes no official notice of the type of courtesy flag flown by ships visiting Ryukyuan ports.

ソカヒ  
万博

大政事外外備官  
務務典房  
次次典房  
臣官宜審審長長  
備書文会管給

総人電厚計  
参折企  
参領移

参地中東  
長北西  
参北北保  
中南  
参西東洋  
長東

近  
長参書近ア  
経次総経国万

長参政統國  
協技二  
長国一理

参条協規

長参政経科

長軍社専  
参道内外

文長  
一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

576

電信写

総番号(TA) 57220  
 69年12月19日16時50分 丁ハ 発  
 69年12月19日19時28分 本省 着

外務大臣殿 岸沖(電事務)新長

政府庁舎等の日章旗の自由掲揚に関する件(連)

第428号 平 至急

(総務長官へ第428号)

往信第3898号 に関し

1. 政府庁舎等の日章旗の自由掲揚に関する民政府の今回の措置につき、主席は、18日談話を発表し、「掲揚の自由は実際に旗を出すと否とを問わず、当然与えられるべきものと主張してきたが、遅ればせながら権利が回復したことは望ましい。琉球船舶やなんせい航空についても早急に実現するよう民政府と折衝したい」と述べた。

2. 民政府 渉外局長代理は、19日当方

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に、「今回の布令廃止の動機は、本来手続的なものであり、民政府としては、時期が熟したので事務的に一步を進めたという感触であるが、ライシャワー教授等の年来の主張が結果的に実現したこととなり、各方面の好反響を期待している」と述べた。

[3]